

安芸市産後ケア事業

～ 訪問型・通所型・宿泊型 ～

☆利用対象者

- ・安芸市在住の出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃん



☆産後ケアってなあに？

出産が終わり子育てが始まったお母さんの心身のケアと育児の支援が産後ケアの目的です。自宅へ助産師や保健師が訪問したり、医療機関等へ通所や宿泊をしてサービスを受けるなど、一人ひとりの子育て等の悩みや要望に応じて、利用することができます。

☆サービス内容

- ・乳房ケア、授乳方法についての相談
- ・お母さんの産後の体調についての相談
- ・育児についての相談（沐浴・赤ちゃんの世話の仕方など）



☆利用できる回数・利用者負担額

サービス内容	回数	利用者負担額		
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
訪問型	2回	500円/回	0円	0円
通所型	7回	500円/回	0円	0円
宿泊型	7回 (1泊1回)	4,500円 (1泊あたり)	2,000円 (1泊あたり)	1,000円 (1泊あたり)

※通所型・宿泊型は食事の提供があります。（上記の負担額に含まれています。）

※訪問型の利用料は、利用日より20日以内に市の指定口座に納付書でのお支払いをお願いします。

通所型、宿泊型は施設（下記の産婦人科）でお支払いください。

利用可能施設	住所	連絡先
浅井産婦人科・内科	高知市一宮東町1丁目7番7号	088-846-3131

☆申込方法について

原則、事前（産前）申請ですが、産後の状況により必要になった場合にも申請できます。申請後、氏名・住所等の変更があった場合には変更申請が必要です。



安芸市産後ケア事業 ～ 申請手続きの流れ ～

安芸市こども家庭センター☆きらり☆（福祉事務所内）の窓口にて申請



安芸市こども家庭センター☆きらり☆（福祉事務所内）より利用承認通知



訪問型は対象の方へ連絡し、安芸市より助産師の訪問調整を行います
通所型・宿泊型は個人で施設へ利用予約が必要です



サービスの利用



訪問型：事業利用日より20日以内に、納付書にて市の指定口座にお支払い
通所型 } 施設利用時に施設へ直接お支払い
宿泊型 }

☆お問い合わせ先

【産後ケア事業の申請・問い合わせ窓口】

平日8:30～17:15（土・日・祝日以外）

安芸市福祉事務所 こども家庭センター☆きらり☆

TEL：0887（35）2920

FAX：0887（35）1028

